



**保険税
は必ず
納めましょう**

保険税は国保運営の財政的基盤をなすものです。保険税を納めていただけないと国保の制度は崩壊してしまいます。大切な国保の制度を守るため、保険税は必ず納めましょう。



役場は毎週土曜日休み

★町民会館（月曜日休館）と東陽病院は今まで通り業務を行います。

税のプラムナード



パート2

固定資産税の土地評価の適正化等に伴う税負担の調整措置

● 平成6年度の評価替えは、基本的に評価の均衡化・適正化を図ることが目的であり、これによって増税を図ろうとするものではありません。したがって、評価替えに伴う納税者の税負担の増加を極力抑制するため総合的かつ適切な調整措置が講じられます。

それでは、どんな措置があるのでしょうか。まず、土地については。

- ① 住宅地に係る課税標準の特例措置が拡充されます。

	(現行)	(改正案)
・一般住宅用地	価格の1/2	→ 価格の1/3
・小規模住宅用地 (200㎡まで)	価格の1/4	→ 価格の1/6
- ② 評価替えによる評価額の上昇が著しい宅地については暫定的な課税標準の特例措置が設けられます。

	(現行)	(改正案)
・評価額の上昇割合	特例措置なし	→ 評価の上昇の程度に応じて
		高い宅地 価格の3/4～1/2

なお、宅地とは、住宅用地のみならず、事務所、工場等の事業用の建物の敷地も宅地に該当します。
- ③ 宅地については、よりなだらかな税負担となるような負担調整になります。

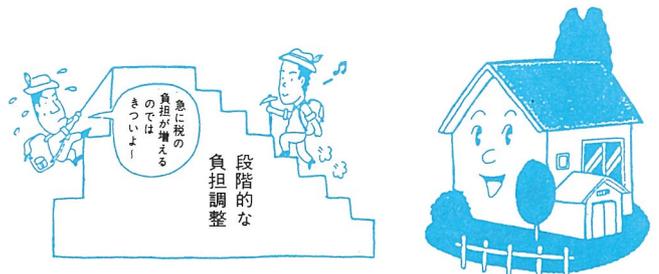
以上のように3段階の措置が講じられますと、次の表に示すように上昇割合によって負担調整率が求められます。

区分	評価の上昇割合	負担調整率
住宅用地	3.6倍以下のもの	1.05
	3.6倍を超え、4.8倍以下のもの	1.075
	4.8倍を超え、6.75倍以下のもの	1.1
	6.75倍を超え、15倍以下のもの	1.15
	15倍を超えるもの	1.2
非住宅用地	2.4倍以下のもの	1.05
	2.4倍を超え、3.2倍以下のもの	1.075
	3.2倍を超え、4.5倍以下のもの	1.1
	4.5倍を超え、10倍以下のもの	1.15
	10倍を超え、18倍以下のもの	1.2
	18倍を超えるもの	1.25

$$\text{評価の上昇割合} = \frac{\text{平成6年度評価額}}{\text{原則として平成3年度評価額}}$$

負担調整率が決まりましたら、平成6年度から平成8年度までの各年度分の固定資産税額は、次の計算式により求められます。

$$\text{前年度の課税標準額} \times \text{負担調整率} \times \text{税率} = \text{当年度の税額}$$



次に家屋については、以下の評価の改正が行われ税負担が軽減されます。

- ・家屋の耐用年数の短縮

	(代表例)	(現行)	(改正案)
・木造住宅		24年	→ 20年
		32年	→ 25年
・非木造住宅・アパート		70年	→ 60年
・非木造事務所		50年	→ 45年
工場		40年	→ 35年

- ・非木造の住宅・アパートの初期減価の引下げ

	(現行)	(改正案)
	0.9	→ 0.8

・在来分の家屋（既に課税対象となっている家屋）の3%減価
次号では、具体的に税負担のモデル計算を掲載します。